台大日本語文研究第 34 期
2017 年 12 月，頁 161-193
2017-09-25 收稿，2017-11-22 通過刊登
DOI: 10.6183/NTUJP.2017.34.161

原敬的內地延長主義及其實踐
—臺灣與樺太的殖民地統治機構的建構—

楊素霞*

摘要

本文藉由甲午、日俄戰後臺灣與樺太的殖民地統治機構的建構，旨釐清原敬考量殖民地當地的情勢以及其與諸政治勢力的角力時，如何建構內地延長主義並加以付諸實行；最後進一步探究日俄戰後日本的殖民地統治政策。

臺灣的部分，甲午戰後原敬即主張，並試圖履行內地延長主義。但他無力改變長期由臺灣總督及長州閥主導臺灣統治，並由政黨在議會間接支持的構造。至日俄戰後，原敬甚至把之前促成總督律令制定權及總督武官專任制成立的主因之漢人武裝抵抗運動，當作論述工具，以強化自己所提出的敕令委任立法草案之正當性，結果內地延長主義尚無法登上政治舞台。另一方面，樺太的部分，日俄戰後他與陸軍大臣寺內正毅皆認為當地人煙稀少，並無內亂，此提高了彼此妥協的可能性；結果，內地法的延長施行主張被採納，同時保留文官得以擔任樺太廳長官的可能性。

綜言之，對日本而言，日俄戰後的樺太並非如臺灣般為多數族群的異民族武裝反抗的殖民地，不但是人口稀少的開拓地，亦是內地延長主義的最佳實驗場所。

關鍵詞：原敬、內地延長主義、殖民地統治機構、律令制定權、長州閥

* 國立政治大學日本語文學系副教授

臺灣大學學術期刊資料庫

Hara Takashi's Extensionism of Japanese Proper and Its Realization— The Colonial Administrations of Taiwan and Karahuto

Su-Hsia Yang *

Abstract

Through the process of constructing colonial administrations in Taiwan and Karahuto, this paper aims at clarifying the considerations of Hara Takashi in establishing and realizing his extensionism of Japanese Proper. These considerations included the local situations of the colonies and the power struggle of different policy factions. Through this investigation, it re-examines the colonial policy of Japan after the Russo-Japanese War.

In the case of Taiwan, Hara had proposed extensionism after the end of the Sino-Japanese War. Yet, he could not alter the long-standing structure in Japanese Taiwan rule, which was controlled jointly by the Governor-General's Office of Taiwan, the Chōshūbatsu, and indirectly supported by the political parties in the Diet. After the Russo-Japanese War, Hara attempted to use the armed resistance of the Han-Chinese as a political weapon to legitimize his proposal of the Cabinet-based ordinance-making authority (敕令). The same reasoning had been used in establishing the law-making authority of the Taiwan Governor-General (總督制定律令權) and the governor-general's appointment from military personnel. Consequently, extensionism still did not come into the political arena. On Karahuto after the Russo-Japanese War, both Hara and Terauchi Masatake, the Minister of the Army, agreed that the locale had only a small population and no rebellion. That raised the chance of political compromise. Consequently, the advocate of extending laws of

* Associate Professor, Department of Japanese, National Chengchi University.

臺灣大學學術期刊資料庫

the Japanese Proper was accepted. Meanwhile, it preserved the possibility of a civilian official to head the government of the Karahuto Prefecture.

In short, to Japan, the post-Russo-Japanese War Karahuto, unlike Taiwan as a colony of alien races in armed resistance, was a barren land of sparse population for development, and the best experiment laboratory for extensionism.

Keywords: Kara Takeshi, Extensionism of Japanese Proper, Colonial Administration, Law-making Authority of the Governor-General, Chōshūbatsu

臺灣大學學術期刊資料庫

原敬の内地延長主義とその実現
—台湾と樺太の植民地統治機構の構築—

楊素霞*

要旨

日清・日露戦後における台湾と樺太の植民地統治機構の構築を通して、原敬が如何に自らの当地への認識や諸政治勢力との競合関係を考慮し、内地延長主義を形成さらに実現したのかを考察するのが研究目的である。それにより日露戦後の日本の植民地統治政策について分析を加える。

台湾の方は、日清戦後に彼は内地延長主義を主張しその具体化を図ろうとしていた。しかし、台湾総督と長州閥が台湾統治を長く主導し、また政党が議会で間接的に支える、という構造を変える力を持っていなかった。その上、日露戦後に自らの勅令による委任立法案を正当化する際に、総督の律令制定権と総督武官専任制の成立を促していた要因である、漢族による武装蜂起を論法として用いたこともあって、内地延長主義は政治の舞台に登場する機が熟さなかった。他方、樺太の方は、日露戦後に陸軍大臣寺内正毅との間に人口希薄や内乱のなさという認識で一致していたことで、妥協の可能性を高めた。結果的に内地法の延長施行が実現され、文官の樺太庁長官任用の可能性が残された。

このように、日露戦後の日本にとって、樺太は台湾のような、マジョリティの異民族が武装抵抗する植民地ではなく、人口希薄の開拓地だけでなく、内地延長主義に最適な実験場でもあった。

キーワード：原敬、内地延長主義、植民地統治機構、律令制定権、長州閥

* 国立政治大学日本語学科副教授

臺灣大學學術期刊資料庫

原敬の内地延長主義とその実現
—台湾と樺太の植民地統治機構の構築—

楊素霞

一、はじめに

日清戦後に日本が初めての植民地である台湾の統治形態を模索する際に、内地延長主義が原敬を中心に唱えられていた。内地延長主義とは、日本内地の法律を台湾に延長施行することを原則とした主張である。これは、前期武官総督時代において、1896 年 4 月 1 日施行の六三法（法律第六三号）に則って法律の効力を有する命令（律令）を制定する権限を握る台湾総督、特に第四代総督児玉源太郎（在任期間は 1898.2-1906.4）と民政長官後藤新平が敷いた特別統治主義（後述）とは対照的である[1]。

第一次世界大戦中、国際的には民族自決主義、国内的には大正デモクラシーの風潮が盛んであり、1919 年に朝鮮で三一独立運動も勃発した。その中、日本最初の本格的政党内閣の原内閣（1918.9-1921.11）は、同年に総督武官専任制を廃止し、田健治郎を台湾の最初の文官総督に任命した（在任期間は 1919.10-1923.6）。田は原の内地延長主義の具体化を図り、1922 年 1 月 1 日施行の法三号（法律第三号）によって、台湾特殊の事情を理由に必要な場合に限り総督の律令制定権（委任立法権）を残しつつも（第二条）、「法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」（第一条）を以て、優先的に内地の法律を台湾に延長適用するとした[2]。このように、植民地で実際にテストされていなかった内地延長主義は、原内閣が

---

1 児玉源太郎が総督として発布されていた律令の数は 155 件で、植民地統治期間を通じた全律令数（533 件）においては 3 割近くを占め、さらに前期武官総督時代のそれ（280 件）においては半数も超えた（外務省条約局編、『台湾の委任立法制度（外地法制誌　第 3 巻）』東京：文生書院、1990 年復刻版。原本は 1959 年刊、「付録」の 3-4 頁）。

2 「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」1921 年 5 月（アジア歴史資料センター、Ref. A01200193300）。

臺灣大學學術期刊資料庫

法三号を制定することによって実現された。

上記の原の内地延長主義の実現化過程は、六三問題研究で明らかになったもので、春山明哲の研究が代表的である[3]。六三問題とは、帝国議会の持つ立法権の一部を台湾総督に委任する律令制定権が、違憲論議を招いたものを指す。春山は、日清戦争期から原内閣が法三号を制定するまでの間、原の軌跡を基にこの問題を中央政治の動向と絡め考察している。その際に、台湾統治を政党政治の下に置くことを目指す原—政党勢力が、総督武官専任を堅持する藩閥、つまり陸軍ひいては元老山県有朋を筆頭とする長州閥と対立する、という構図で包括的に捉えている。同時に、この対立構図を用い、原内閣が武官専任制の廃止により台湾統治を文官総督時代に入らせ、朝鮮統治を武断政治から文化政治へ転換させたことも探究している。要するに、春山はこの対立構図を以て、台湾と朝鮮の統治機構を通して、原の内地延長主義の実現化過程を解明しているのである。春山の研究は 1980 年代まで長く等閑視されてきた植民地台湾支配に関する政治史的研究に大きく貢献し、上記の論法は後の六三問題研究にも引き継がれている[4]。

しかも、春山は日露戦後の植民地樺太統治機構の構築過程における前述の両対立勢力の交渉や対立などを考察せず、ただ統治機構の結果にしか言及していない。それにもかかわらず、この捉え方は樺太統治機構研究[5]にも影響を与えている。樺太統治機構研究は、1990

[3] 春山明哲、「近代日本の植民地政策と原敬」（春山明哲・若林正丈『日本植民地主義の政治的展開（1895-1934 年）：その統治体制と台湾の民族運動』東京：アジア政経学会、1980 年）・「明治憲法体制と台湾統治」（大江志乃夫等編『岩波講座　近代日本と植民地 4（統合と支配の論理）』（東京：岩波書店、1993 年）・『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』（東京：藤原書店、2008 年）185-191 頁。

[4] 例えば、山本有造、「第 1 章　日本における植民地統治思想の展開—「六三問題」・「日韓併合」・「文化政治」・「皇民化政策」—」（同氏著『日本植民地経済史研究』名古屋：名古屋大学出版会、1992 年）、呉密察、「明治國家體制與臺灣—六三法之政治的展開」（台湾大学歴史学科編『臺大歷史學報』第 37 期、2006 年 6 月）が挙げられる。

[5] 平井廣一、「第五章第一節　樺太庁特別会計」（同氏著『日本植民地財政史研究』京都：ミネルヴァ書房、1997 年）、塩出浩之、「日本領樺太の形成—属領統治と移民社会」（原暉之編『日露戦争とサハリン島』札幌：北海道大学出版会、2011 年）。後者は「第五章　南樺太の属領統治と日本人移民の政治行

臺灣大學學術期刊論文

年代の冷戦終結とそれによる植民地研究の多様化に伴い、樺太史研究全体が活発になりつつあったことを背景に出てきたものだと思われる。それまでは、帝国主義の視点から異民族の従属と支配に重点が置かれる戦後の植民地研究や、1970 年代より流行り始めた開発論的視点を用いる研究の主な考察対象は、いずれも植民地台湾や朝鮮であった。その上、終戦後の樺太のソ連領土化と、東西冷戦により情報も途絶されたこも加えられたため、樺太史研究全体は極めて低迷であった[6]。しかし、1990 年代後半以降には樺太史研究が盛んになりつつある。その中、樺太統治機構研究では、春山の対立構図をさらに敷衍して、台湾と同様の総督制を敷く主張（陸軍大臣寺内正毅―陸軍）と、内地府県と同じく内務省の管轄下に置くという相反する主張（原―立憲政友会）を基軸としているのである。

他方、この対立構図を克服した研究も行われている。斉藤容子は日露戦後の六三問題を政治史的に考察する際に、陸軍出身で長州閥の中心的人物でもある桂太郎の山県と異なる行動に着目している[7]。また、筆者は同時期の原と寺内の交渉プロセスを、樺太統治機構の構築過程に関する分析に用いている[8]。しかし、いずれも研究対象を台湾や樺太の一植民地に限定してしまう嫌いがある。

確かに原を取り巻く政治環境は、特に長州閥などの非政党勢力と対立していた。しかし、この政治的現実の中に生きる彼は、必ずし

動―参政権獲得運動から本国編入反対運動へ」（同氏著『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋：名古屋大学出版会、2015 年）に収められている。

6 詳しくは竹野学、「第五章　樺太」（日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』東京：アテネ社、2008 年）、三木理史、「二〇世紀日本における樺太論の展開」（日本地理学会編『地理学評論』第 81 巻第 4 号、2008 年 5 月）（後に「第一部第一章　日本における樺太論の展開」、同氏著『移住型植民地樺太の形成』東京：塙書房、2012 年に収められている）、中山大将、『亜寒帯植民地樺太の移民社会形成：周辺的ナショナル・アイデンティティと植民地イデオロギー』（京都：京都大学学術出版会、2014 年）13-15 頁を参照されたい。

7 斉藤容子、「桂園体制の形成と台湾統治問題」（史学会編『史学雑誌』第 103 編第 1 号、1994 年 1 月）。

8 楊素霞、「日露戦後における植民地経営と樺太統治機構の成立―日本政府内部の議論からみる―」（立命館大学社会システム研究所編『社会システム』第 32 号、2016 年 3 月）。

臺灣大學學術期刊資料庫

も終始一貫して対立し続けたとは限らず、非政党勢力との提携や妥協もあって政治的実績を積み重ね、自らの理念を政界の中で結実させようと努力していた[9]。そのため、原は植民地政策決定過程で、政治力学や各地の事情に臨機応変に対応して修正を加えていたと思われる。

さらに、先行研究で明らかにしたように、原の内地延長主義は、植民地に施行される法制の根源である法令法と、それと不可分な関係にある現地最高行政機関という統治機構の変革を中心としたものである。特に、法令法は大日本帝国憲法に定められる法律の立法形式と異なる原理によって生み出されたもので[10]、台湾の方は六三法や法三号、樺太の方は法二五号、朝鮮の方は「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（法律第三〇号、1911 年 3 月公布）である。その中で、朝鮮の方は永久法で総督の制令制定権（委任立法権）を主旨としたもので[11]、最初から内地延長主義の路線が外されていたのである。だが結論を先にいうが、同じく永久法であっても樺太に関する法二五号は、法三号に先立って内地延長主義に基づいたものだった。したがって、原の内地延長主義の実現化過程を考察するには、研究対象として台湾と樺太の両方を見逃すわけにはいかないと思われる。

このように、日清・日露戦後における台湾と樺太の植民地統治機構の構築過程を通して、原敬が如何に自らの当地への認識と諸政治勢力との競合関係を考慮しつつ、内地延長主義を形成、修正さらに実現したのかを考察するのが、本稿の研究目的である。それにより日露戦後の植民地拡大に伴う近代日本の植民地統治政策について分析を加える。

なお、本稿で彼の内地延長主義の内実とその具体化過程に焦点を

[9] テツオ・ナジタ著、安田志郎訳、『原敬：政治技術の巨匠』（東京：読売新聞社、1974 年）、玉井清、『原敬と立憲政友会』（東京：慶応義塾大学出版会、1999 年）3-4 頁。
[10] 浅野豊美、『帝国日本の植民地法制：法域統合と帝国秩序』（名古屋：名古屋大学出版会、2008 年）313 頁。
[11] 山崎丹照、『外地統治機構の研究』（東京：高山書院、1943 年）358 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

絞るため、各政治勢力の見解や関係については必要な限りとどめることにする。特に台湾をめぐる政治勢力については台湾統治機構研究[12]で既に詳しく探究しているため、ここでは割愛する。

二、日清戦後における内地延長主義の形成と挫折

（一）内地延長主義の原型

1895 年 5 月 8 日に下関条約が交換された直後の 10 日、第二次伊藤博文内閣（1892.8-1896.9）は、海軍大将樺山資紀を初代台湾総督（在任期間は 1895.5-1896.6）兼軍務司令官に任命し、接収の任務を付与した[13]。それと同時に、台湾と澎湖列島に関する諸般の事務を管理するために、同年 6 月に内閣の下に台湾事務局を新設した。当局は総裁兼首相の伊藤を始めとした合議組織かつ暫定的な組織であった[14]。それ以降、当局が主導して広く国内外の意見を参考にし、総督府や陸軍などと交渉することを通じて台湾統治機構の構築を模索していった。

一方、総督府が接収作業に着手して以来、台湾民主国（1895.5-10 月）を始め現地の漢族による武装抵抗が相次いだ[15]。そのため、陸軍は総督府を拠点にその鎮圧を行い、さらに 8 月に軍政の実施に伴い大規模な兵力を投入した。11 月に樺山が全島平定を中央に報告した後、伊藤内閣は台湾統治機構に関する草案の内部討論を積極的に

---

[12] 注 3 と 4 で挙げる先行研究の他、中村哲、『植民地統治法の基本問題』（東京：日本評論社、1943 年）、大谷正、「台湾における植民地統治機構の成立―総督府官制の検討に限定して―」（歴史科学協議会編『歴史科学』第 99・100 合併号、1985 年 5 月）、栗原純、「明治憲法体制と植民地―台湾領有と六三法をめぐる諸問題―」（東京女子大学付属比較文化研究所編『東京女子大学付属比較文化研究所紀要』第 54 号、1993 年 1 月）などの研究もある。

[13] 伊藤博文編、『秘書類纂 18（台湾資料）』（東京：原書房、1970 年復刻版。原本は東京の秘書類纂刊行会による 1935 年刊）435-439 頁。

[14] 伊藤博文関係文書研究会編、『伊藤博文関係文書　二』（東京：塙書房、1974 年）の 1895 年 6 月 7 日の伊藤宛の伊東巳代治の書簡、324 頁。

[15] 詳しくは黄昭堂、『台湾民主国の研究：台湾独立運動史の一断章』（東京：東京大学出版会、1970 年）、許世楷、『日本統治下の台湾』（東京：東京大学出版会、1972 年）、大江志乃夫、「植民地領有と軍部―とくに台湾植民地征服戦争の位置づけをめぐって―」（歴史学研究会編『歴史学研究』第 460 号、1978 年 9 月）、呉密察、「一八九五年「臺灣民主國」的成立經過」（同氏著『臺灣近代史研究』台北：稲郷出版社、1994 年）を参照されたい。

臺灣大學學術期刊資料庫

進めていった。その際に、総督府は伊藤に対して現地の特殊性から総督に絶大な権限を与えることを主張した。総督府—陸軍は、総督府主導の台湾統治路線を打ち出したのである。伊藤内閣は、現地の不穏な情勢と陸軍への配慮のため、総督府—陸軍に妥協し、翌年 3 月に六三法（「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」）の法律案を第九回帝国議会に提出した[16]。

この法は、「現行ノ法律又ハ将来発布スル法律ニシテ其全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」（第五条）としながらも、「台湾総督ハ其管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得」（第一条）、また律令の発布には、台湾総督府評議会の議決を取り、拓殖務省を経て天皇の勅裁を請うという手続きが必要となる（第二条）と規定していた[17]。総督の律令制定権は主旨で、施行勅令による内地法延長は二の次だったのである。ただし、いずれも最終的に、勅令、つまり内閣を経た天皇の勅裁を必要とした。台湾の立法事項は内閣と総督によって決められたもので、帝国議会が干渉する余地があまりに小さかったのである。それに対して、伊藤内閣と提携する議会第一党の自由党は、同議会で、台湾の特別な事情を理由に律令制定権を認めつつも同法に三年の時限（第六条）を追加することで、妥協が成立した[18]。

その上、翌月 1 日施行の「台湾総督府条例」（勅令第八八号）により、親任官の総督は拓殖務大臣の監督を受け諸般の政務を統括すると共に、陸海軍大・中将のみがその任用資格を有し、軍隊の統率と兵力の使用ができることになった[19]。それ以降、台湾統治は民政が回復した後も、他方で文武の絶大な権限を有する専任の武官の主導下に行われていった。

しかし、その前の 1896 年 1 月、外務次官兼台湾事務局委員原敬は、

[16] 上記のいきさつは注 11 で挙げていた諸研究を参照した。
[17] 台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」1896 年 3 月 28 日（アジア歴史資料センター、Ref. A01200843100）。
[18] 中村哲、前掲『植民地統治法の基本問題』75-79 頁、春山明哲、前掲「近代日本の植民地政策と原敬」8 頁。
[19] 山崎丹照、前掲『外地統治機構の研究』185 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

当局委員会で「台湾問題二案」と題する意見書を提出した。彼は、「甲　台湾ヲ殖民地即チ「コロニイ」ノ類ト看做スコト」で、「台湾総督ニ充分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムルコトヲ要ス」と述べた。「乙　台湾ハ内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サヾルコト」で、「台湾総督ニハ相当ノ職権ヲ授クベシト雖ドモ、台湾ノ制度ハ成ルベク内地ニ近カラシメ遂ニ内地ト区別ナキニ至ラシムルコトヲ要ス」と説明した。さらに「本員ノ所見ヲ以テスレバ無論ニ乙案ヲ可トス」と結論付けた。つまり、甲案は総督の権限拡大による自治を主旨にしたもので、上記の統治機構に近い内容だったが、乙案は内地化を目標にし、原が勧めたものでもあった。この意見書は、原が総督府―陸軍による総督府主導の台湾統治路線と対抗する意味が潜んだのである。また、彼が乙案を推薦した理由は、台湾が日本と地理的近接性を持ち、特に海底電信や「船舶ノ航運」の開通に伴い「人民ノ往来内地ト異ナルコトナキニ至ルハ甚ダ容易」である上で、「其人民ハ欧州諸国ノ異人種ヲ支配スルガ如キモノトハ全ク情況ヲ異ニスル」として人種レベルで共通性もあるからだと彼は主張した[20]。

乙案に関して、彼はさらに具体的な提言を三つ出した。一つ目は「現行法律中台湾ニ施行シ得ルベキモノハ漸次之ヲ施行スルコトヽナシ、其他ハ特ニ台湾ノ為メニ制定シ若クハ緊急勅令ヲ以テ之ヲ規定スベシ」ことである。法律の発布に関して、別紙の「法律案」で、「台湾島及澎湖島ニ施行スル為メニ特ニ発布シタル法律ヲ除クノ外現行法律ニシテ其全部又ハ一部ヲ台湾島及澎湖島ニ施行スルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とした[21]。彼は、台湾のための新たな法律の制定や緊急勅令による委任立法が二義的であるのとは対照的に、施行勅令による内地法の漸次延長施行が原則だと主張したのである。ただし、その際の法律発布の手続きは内地のそれと異なる。大日本帝国憲法の適用範囲内にある内地では法律がそのまま施行され、施

[20] 伊藤博文編、前掲『秘書類纂 18（台湾資料）』32-33 頁。
[21] 伊藤博文編、前掲『秘書類纂 18（台湾資料）』33-34 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

行困難な場合があれば、別の法律が帝国議会が協賛した上で公布される。それとは違って、外地は必要に応じて内地法の一部または全部を施行する際に勅令の手続きを経なくてはならないと彼は明言したのである。

二つ目は「台湾事務大臣ハ台湾ニ関スル責任者トシテ台湾総督ヲ監督スベシ。台湾総督ハ同島ニ於ケル最高行政官ナリト雖トモ常ニ命ヲ台湾事務大臣ニ承クル者タルベシ」ことで、それと関連して三つ目は「台湾ニ於ケル陸軍、海軍、郵便、電信、鉄道、税関裁判等ノ事務ハ台湾総督ニ一任セズ内地当該官庁ニ於テ直接ニ管理スベシ」という[22]。彼は、総督が台湾事務大臣の監督を受けなければならないと同時に、各府県知事と同じく、軍事だけでなく、一般地方行政とは別に郵便・電信といった特殊行政に関する事務も中央官庁に任せるべきだとして、軍事権と総合行政権を握ってはならないと指摘したのであり、言い換えれば、文官の総督任用の可能性を否定しなかったと思われる。かかる原の見地は、後の総督武官専任制や六三法と相いれないもので、総督府―陸軍や伊藤によって採用されなかったのも無理もない。

（二）内地法延長主義の限界

1896 年 4 月 1 日に構築されていた台湾統治機構が運用開始された後も、台湾統治は決して順調ではなかった。現地住民の絶え間ない武装抵抗などのため、中央政界において台湾関係費の予想外の支出が問題視され、それと関連して地租増徴問題も生じた。また総督府高等法院長高野孟矩非職事件が招いた台湾の司法権独立問題と六三問題も加えられたことによって、第二次松方正義内閣（1896.9-1898.1）が総辞職した[23]。後任の第三次伊藤内閣（1898.1-6 月）の下で、そ

[22] 伊藤博文編、前掲『秘書類纂 18（台湾資料）』33 頁。

[23] 詳しくは小林道彦、「一八九七年における高野台湾高等法院長非職事件について―明治国家と植民地領有―」（中央大学大学院生研究機関誌編集委員会編『中央大学大学院論究・文学研究科篇』第 14 巻第 1 号、1982 年 3 月）、楠精一郎、「明治三十年・台湾総督府高等法院長高野孟矩非職事件」（手塚豊編『近代日本史の新研究』東京：北樹出版、1984 年）を参照されたい。なお、高野孟矩非職事件について、1897 年 10 月、総督府の収賄事件を大規模に摘

臺灣大學學術期刊論文

の難局を打開するために、児玉と後藤が主導的に旧慣保存や武装抵抗の鎮圧を図ると同時に、積極的に公債財源を以て鉄道や港湾などの社会資本整備を行い、特別統治主義を推進しようとした[24]。

一方、六三法は時限立法であるため、延長期限の三年ごとに帝国議会で審議されなければならず、その度に当法の違憲論争やその改正の是非論が起きた。一回目の期限切れを目前に、1899 年には当法が第十三回帝国議会で審議された。第二次山県内閣（1898.11-1900.10）は、台湾島内の現状が六三法制定時のそれと何ら変わっていないとして三年延長することを主張し、星亨が主導する憲政党と連携して同議会で通らせた[25]。

1902 年 3 月 31 日の当法の二回目の期限切れを控えて、第一次桂内閣（1901.6-1906.1）は、武官総督の専制政治の続行と、それと関連する六三法の再度の延長を維持しようとした。しかし、総督の専制統治に不満を抱いていた在台内地人は、第十六回帝国議会の会期が始まった直後の 1901 年 12 月、総督の専制の根源である六三法の撤廃を訴えるために上京し、中央政界に大きな波紋を呼び起こした[26]。

それに対して、六三法の存続是非をめぐって、衆議院の多数派である立憲政友会（以下、政友会と略称）の内部では意見が分岐した。そもそも、政友会結成（1900.9）の二大勢力である旧憲政党系と伊藤系官僚グループは、第四次伊藤内閣（1900.10-1901.6）を成立させた時、既に不和が生じていた。この状況は、当党の結成と内閣の成立に協力していた星亨が暗殺された（1901.6）後、ますます悪化し

発していた高野は総督によって非職を命じられたが、大日本帝国憲法上の司法権独立を楯に、政府を相手に訴訟を起こし、政党と結託して政府の攻撃を行った。それを契機に台湾の憲法適用問題が再び注目を集めるようになった。

[24] 小林道彦、「後藤新平と植民地経営―日本植民政策の形成と国内政治―」（史学研究会編『史林』第 68 巻第 5 号、1985 年 9 月）・「第一章第五節　日清戦後の台湾経営―積極的大陸政策の原型」（同氏著『日本の大陸政策 1895-1914：桂太郎と後藤新平』東京：南窓社、1996 年）。

[25] 藤容子、前掲「桂園体制の形成と台湾統治問題」66 頁、春山明哲、前掲「近代日本の植民地政策と原敬」30 頁。

[26] 詳しくは呉密察、「明治三五年日本中央政界之「臺灣問題」」（前掲『臺灣近代史研究』）を参照されたい。

臺灣大學學術期刊資料庫

た[27]。そんな中、総務委員の原は1902年1月に総務委員会で六三法継続の反対論を主張し、「但強て其必要ありとせば一ケ年間延期すべき」だと補足説明した[28]。さらに、院内総務の尾崎行雄は率先して同年2月上旬に六三法修正案を作成し、その案は後に総務委員会で協議に回された[29]。原は、井上馨の六三法の継続を勧める「内信」から、「政府は非常に継続に熱心なる」と読み取った[30]と同時に、尾崎の修正案に対して賛同を示し、「台湾に施行する内地の法律は其都度勅令を以て発布すること現行法の如く、而して緊急の場合はには台湾総督は法律の効力を有する命令を発布し議会に事後承諾を求むる」と指摘した[31]。彼は、議会の立法権で制定された内地法の延長を最も優先視し、緊急時の総督の律令制定権を残しながらも、議会による事後承諾が必要であることを新たに付け加えた。つまり議会を中心とする台湾統治を目指したのである。

結局、総督府が六三法継続のため買収運動を行い、また在台日本人と利益を交換したこともあって、同月下旬、政友会を始めとした政党側は、尾崎の修正案を時期尚早として却下し、政府の六三法継続の構想を受け入れることで一致しつつあった。六三法は第十六回帝国議会でほぼ改正もなく延長された[32]。

以上のように、日清戦後の台湾統治政策は現地の統治を主導的に進める総督と陸軍ひいては長州閥によって左右され、政党勢力（自由党—憲政党系）が議会を通して間接的に支えていた。こうした政治構造の中、原は、日清戦争直後の外務次官兼台湾事務局委員としてであれ、1900年代前期の政友会総務委員としてであれ、その構造と対抗ないし逆転できるほどの力が明らかに足りなかった。そのた

[27] 伏見岳人、『近代日本の予算政治 1900-1914：桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』（東京：東京大学出版会、2013年）31-33頁。
[28] 原圭一郎編、『原敬日記　第一巻　官界・言論人』（東京：福村出版、1981年）1902年1月27日条、384頁。
[29] 斎藤容子、前掲「桂園体制の形成と台湾統治問題」68頁。
[30] 原圭一郎編、『原敬日記　第二巻　政界進出』（東京：福村出版、1981年）1902年2月17日条、4頁。
[31] 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1902年2月18日条、5頁。
[32] 斎藤容子、前掲「桂園体制の形成と台湾統治問題」68-69頁、呉密察、前掲「明治國家體制與臺灣—六三法之政治的展開」120頁。

臺灣大學學術期刊資訊庫

め、原の内地法延長主義は、政治の舞台に登場する機が熟していなかった。

三、日露戦後の六三問題における内地延長主義の修正

（一）律令制定権廃止論

六三法の三回目の期限が控える第二十一回帝国議会の会期は、日露戦争の最中であった。桂内閣が 1905 年 1 月に六三法の延長の承認を政党側に打診し、それに対して、総裁西園寺公望や原を始めとした政友会は、戦時中であることを鑑み、暫定的に六三法継続を認めた[33]。そのため、六三法新法案の審議は戦争終結後の最初の議会・第二十二回議会で行われることになった。

日露戦争中に桂と政友会の間に政権授受が模索されていた結果、戦後には政友会総裁を首班とした第一次西園寺内閣（1906.1-1908.7）が成立した。当内閣は、戦後の国家財政難のため予算編成などに関して長州閥との交渉や協力をしなければ政策を遂行しにくい状態にあった[34]。この後、1912 年 12 月の大正政変まで、桂と西園寺に交替で首相の座に就かせ、長州閥と政友会が意思疎通を図って政権運営に協力し合う、桂園時代と呼ばれる政治的安定期を迎えた[35]。この時代における対外政策や植民地統治政策も、両勢力を中心とする諸政治勢力の駆け引きによって大きく規定されたと思われる。

原は第一西園寺内閣の内務大臣として総督の監督権を持つ主務大臣になった。総督の主務官庁は、内閣の台湾事務局（1895.6-1896.3）から、拓殖務省（1896.4-1897.8）と、内閣や外務省の外局的存在である台湾事務局（1897.9-1898.7）を経て、内務省（1898.7-1910.6）

---

[33] 原圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1905 年 1 月 19、24-28 日条、123-124 頁。

[34] 伏見岳人、前掲『近代日本の予算政治 1900-1914：桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』81-82 頁。

[35] 詳しく小林道彦、前掲『日本の大陸政策 1895-1914：桂太郎と後藤新平』、坂野潤治、『明治国家の終焉：一九〇〇年体制の崩壊』（東京：筑摩書房、2010 年）、伏見岳人、前掲『近代日本の予算政治 1900-1914：桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』などを参照されたい。

臺灣大學學術期刊資料庫

に変わったからである[36]。彼は早くも六三法に代わる新法案の作成に着手し、1906 年 3 月 17 日に「明治二十九年法律第六十三号ニ代ルヘキ法律案」を第二十二回帝国議会の貴族院にまず提出した。それは同月 22 日に貴族院特別委員会で審査され始めた。その新法案は、時限立法ではなく永久法であり、「台湾ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ規定スルコトヲ得」(第一条)、「法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(第二条)、及び「台湾総督ノ発シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス」(第三条)という三条からなる[37]。彼は、総督権限の縮小を目的に、六三法にみられる律令制定権だけでなく、1902 年の尾崎の修正案にあった緊急時の律令制定権も廃止し、ただ既に発布されていた律令だけでその効力維持を認めたにすぎない。それと同時に、勅令による委任立法を原則にし、他方で施行勅令による内地法延長を二の次とみなしたのである。

彼がその新法案を提出した理由は、同委員会における答弁からよく分かる。律令制定権の廃止に関しては、六三法が「一時ノ其当時ノ必要ニ応ジテ設ケラレタ法律ト見テ宜シイ」ものの、台湾の現状が「大分領土ニ帰シタ当時ニ比スレバ進歩イタシテ財政上ニ於テモ其他ノ事ニ於キマシテモ余ホド改良進歩ノ実ヲ現ハシテ」いると述べた[38]。彼は、とりわけ、1905 年度に至って台湾総督府特別会計制下で一般会計から支弁される補充金が返上できるようになった[39]事例を以て、台湾の現状が領台時のそれより大きく進歩したことをみて、既に総督が律令制定権によって発布していた命令を依然として残しながらも、律令制定権自体の廃止を強調したのである。

律令制定権廃止論と関連して、彼は台湾総督府評議会の議決や拓

---

[36] 山崎丹照、前掲『外地統治機構の研究』15-19 頁。
[37] 山崎丹照、前掲『外地統治機構の研究』340 頁。
[38] 外務省条約局法規課編、『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』（東京：外務省条約局法規課、1966 年）223 頁。
[39] 統治初期の台湾財政については、詳しくは森久男、「台湾総督府の糖業保護政策の展開」（台湾近現代史研究会編『台湾近現代史研究』創刊号、1978 年）41-50 頁、平井廣一、「第二章　成立期の台湾財政と阿片・樟脳専売」（同氏著、前掲『日本植民地財政史研究』）を参照されたい。

臺灣大學學術期刊資料庫

殖務省による勅裁の請求、という律令の発布の手続きも新法案で排除した。その他、臨時緊急の場合には、総督が上記の手続きを経ず直ちに律令を発布できる、という六三法第三条の規定[40]を外したと共に、「大体ニ相当シテ其処分ノ出来ルヤウナ勅令ヲ設ケマスレバ宜シイ」とのように勅令主義を主張した[41]。

（二）勅令による委任立法論とそれをめぐる貴族院内の攻防

内地延長主義に沿えば、原が律令制定権の廃止を論じるは当然であるが、何故、施行勅令による内地法延長より、敢えて勅令による委任立法を優先視したのか。それについて、前述の貴族院特別委員会で、土地の整理や「土匪ノ鎮定」などにより、「尚今日ニ於テ特別ノ制度ヲ要シナイデ、全ク内地同様ノ地方ト看做シテ普通ノ取扱ヲスルト云フコトハ、ドウシテモ今日ノ実況ニ於テ許サヌ」ため、「責任アル所ノ国務大臣ガ其責任ヲ取」るという「特別ノ規定ヲ設クル」ことが適宜だと原は説いた[42]。彼は、日露戦後に至って、日清戦後に内地延長主義が挫折した前例から、内地延長主義に異議を唱えていた中央政界の反対勢力と同じく、「土匪ノ鎮定」などを理由に、内地延長主義の実施が時期尚早だと表明するようになったのである。

ここで、原にとって、「台湾問題二案」で説いていた台湾の人種レベルの共通性は、現地の漢族による武装蜂起に取って代わられたことに注目すべきである。「台湾問題二案」では、彼は現行の総督府主導の台湾統治路線と対抗する意味合いもあって、欧米との比較を前提とした日本と台湾の人種的近似性を以て、内地延長主義の正当性を強調しようとした。他方、日露戦後には、植民地の主務大臣・内務大臣に格上げされていた彼は、植民地の経営においてそれまでより比較的幅広い権限を握るようになり、その政策策定を左右しようともした。そこで、彼は武装蜂起とその主体である異民族の漢族を、

[40] 前掲「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」。
[41] 外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』223 頁。
[42] 外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』223-224 頁。

臺灣大學學術期刊資訊網

「特別ノ規定」の施行を正当化する要因とみなした。彼がいう「特別ノ規定」は、施行勅令の代わりに、「台湾問題二案」の乙案で二の次としていた勅令による委任立法に基づいたものであり、その際には勅令の手続きが必要として、天皇輔弼の責任を持つ国務大臣の責任拡大を彼は強調したのである。

しかし、同委員会において、原の新法案をめぐって、憲法論的な攻防が繰り広げられた。勅令の副署の機関を国務大臣または総督とするかという質疑に対して、原敬が目下調査中だと言葉を濁して宥和的な姿勢を示した。それにもかかわらず、法律・勅令やその他の国務に関する詔勅は、国務大臣の副署が必要だと大日本帝国憲法第五十五条で規定され、総督には副署の資格がない、といった反論が出された。また同議員の法学者穂積八束を中心に、勅令による委任立法が立法権と行政権の混同を招きかねないことを理由に憲法上許せないなどの批判を加える勢力もあった[43]。

貴族院特別委員会での激烈な攻防は、陸軍ひいては長州閥の台湾統治における絶大な影響力がその背景にあった。初代総督の樺山を除いて第二代の桂太郎（在任期間は 1896.6-10 月）・第三代の乃木希典（在任期間は 1896.10-1898.2）と第四代の児玉のいずれも、総督任用の時点で現役の陸軍中将であった。それによって、陸軍は長期間に総督のポストを独占し、台湾統治において主導的な地位を占めるようになった。しかも、前述のように、1906 年 3 月 17 日に原は自らの新法案を貴族院に出した後、「同会（研究会―楊注）は山県の鼻息を窺つて反対を表するもの多し」という同院議員と内談した感想を自らの日記で書いた[44]。そこから推測できるように、山県を中心とした長州閥は、貴族院の最大会派である研究会所属の議員を通して、原の新法案の通過を阻止しようとしたのである。その後の同月 24 日、同院特別委員会は原と対抗する意味で、後述の六三法の継

[43] 外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』229-232。
[44] 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 3 月 19 日条、172 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

承法というべき新法案を提出・修正し、同日にそれはすぐ閣議で採択された[45]。この貴族院の行動に対して、原は「貴族院の愚論多きは今に始まりたるに非らざるも驚くべき有様なり」と嘆いたほどであった[46]。

しかし、原はその後に貴族院に妥協的な姿勢を表すようになった。貴族院の新法案は同月 3 月 26 日に貴族院本会議で可決され、すぐ衆議院に回送・審議された。その際に、彼は、台湾の現状が「六十三号ヲ施行致シマシタトキト、経済財政ヲ除キマシテハ、著シキ進歩ハ見テ」おらず、「僅ニ十年間ノ星霜ヲ経テ、著シク人ノ目ニ立ツ程ノ進歩ヲ致スト云フコトハ、ムヅカシイ」として、「特別ナル制度ヲ布ク」ほかないと答弁し、貴族院の新法案についての協賛を衆議院に求めた[47]。ただし、ここで彼がいう「特別ナル制度」は、自らの新法案で唱えていた、勅令による委任立法ではなく、六三法の律令制定権に基づいたものになった。

結果的に、貴族院の新法案は衆議院で順調に通過され、翌月 10 日に三一法（法律第三一号）の形で公布された（翌年 1 月 1 日に施行）。三一法は、六三法の趣旨を引き継ぎ、施行勅令による内地法延長が例外的である（第四条）のとは対照的に、律令制定権が最優先的であり（第一条）、また臨時緊急時に総督が直ちに律令を発布できる権限も残された（第三条）。ただし、台湾総督府評議会の規定が削除され、期限が五年で 1911 年 12 月 31 日までとされ（附則）、法律・勅令の律令に対する優越の規定が新たに加えられた（第五条）[48]。三一法は施行以降、二回の審議を経たものの[49]、法三号施行まで一

[45] 斉藤容子、前掲「桂園体制の形成と台湾統治問題」75-77 頁。
[46] 原圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 3 月 24 日条、173 頁。
[47] 外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』267-268 頁。
[48] 「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」1906 年 3 月 31 日（アジア歴史資料センター、Ref. A01200243200）。
[49] 1911 年の第二十七回議会と 1916 年の第三十七回議会の二回がある。詳しくは外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』271-397 頁を参照されたい。

臺灣大學學術期刊資料庫

切の改正もなく続いていった。

四、日露戦後の法二五号における内地延長主義の実現

（一）内務大臣原敬と陸軍大臣寺内正毅の攻防

日露戦争中の 1905 年 7 月末に日本軍がサハリン全島を占領し、翌月 1 日に軍政が実施され始め、1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の調印により日本が北緯 50 度以南のサハリンを植民地樺太として領有した後も、一年間半ほど続いていった。1907 年 3 月に至って、法二五号（法律第二五号、「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」）や「樺太庁官制」（勅令第三三号）などが公布され、翌月 1 日に施行開始された。それにより、樺太の植民地経営はようやく軍政から民政に回復することになった。前述のように、法二五号は内地延長主義を主旨としたもので、六三法や三一法のような違憲問題を招くことがなかった。その上、結論を先にいうが、樺太庁官制も武官専任制を取り入れなかった。そのため、統治機構の構築過程において、帝国議会内の審議より、むしろ審議前に後の樺太庁の主務大臣である内務大臣原と、軍政期に樺太経営に主導的な役割を果たす陸軍大臣寺内の間に攻防ないし交渉が行われ、構築の方向性を大きく左右したと思われる。

樺太領有後の最初の議会・第二十二回帝国議会の衆議院で、1906 年 3 月下旬、軍政終結後の統治形態についての質疑が出たことに対して、首相西園寺と寺内はその統治形態に関して調査が必要だと連名で回答した[50]。これは樺太統治機構の構築の端緒だとみられる。そして、前述の六三法の代案をめぐる同議会貴族院特別委員会で、原は樺太の法令法の理念について聞かれた際に、目下研究中だと表明しながら、樺太の情勢が台湾のそれと異なると補足説明した[51]。両地域に対する彼の認識の違いが樺太の法令法の制定に影響を及ぼ

[50] 「樺太統治に関する質問」（大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌第六巻』東京：大日本帝国議会誌刊行会、1928 年）1056 頁。

[51] 外務省条約局法規課編、前掲『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』228 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

したと考えられる。

同年 6 月 5 日、まず、寺内は樺太統治機構に関する諸草案を西園寺に提出した。彼は樺太の「諸般ノ関係内国ト趣ヲ異ニスルカ故ニ之カ統治上特殊ノ制度ヲ採用スヘキ」だと説き、「特殊ノ制度」の路線を主張したのである。「特殊ノ制度」について、法令法に関する草案に限ってみると、「樺太ニ於テ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」（第一条）というように、勅令による委任立法が優先的で、施行勅令による内地法延長（第四条）は二の次だと説明している。それと共に、「臨時緊急ヲ要スル場合ニ限リ」「樺太ヲ管轄スル長官」は「其ノ管轄区域内ニ法律ヲ要スル事項ヲ規定シタル命令ヲ発スルコトヲ得」（第二条）と書いたように、長官が臨時緊急時の委任立法権を有すると彼は強調した。それは、長官が「若シ法律ノ規定ヲ待タス天皇ノ大権ニ依リ直接之（樺太―楊注）ヲ統治スルヲ得」れば、行政的に臨機応変に対応できると考えた[52]からである。

それに対して、同月 8 日、閣議で原は「大体内地同様となし、只現行法令を同地に施行する事に関して特別の規定を要するならん」[53]という、寺内の「特別ノ制度」論と正反対な内地法延長主義を堅持した。その直後の 25 日、寺内は原と交渉して修正を加えた上で西園寺に修正案を出した。その修正案で、内地法延長（第一条）が最優先となり、「前条ニ依リ法律ヲ施行セサル事項ニ関シテハ勅令ヲ以テ法律ヲ要スル事項ヲ規定スルコトヲ得」（第二条）のように、勅令による委任立法が例外的とした。しかも、長官の臨時緊急時の委任立法権も外すことになった[54]。これは寺内が原の内地法延長主義を採用した結果の表れだったと思われる。

---

[52] 「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律案ノ件（外九件）」1906 年 6 月 5 日（『公文雑纂・明治三十九年・第二十巻・陸軍省・海軍省』国立公文書館所蔵、纂-00989-100）。

[53] 原圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 6 月 8 日条、182 頁。

[54] 「樺太統治ニ関スル法律案外五件」1906 年 6 月 25 日（アジア歴史資料センター、Ref. A04010108200）。

臺灣大學學術期刊資料庫

同月 29 日に、原は寺内の最初の草案に対して、植民地台湾と関連させた率直な見地を自らの日記で吐露した。彼は、「寺内は同島の長官に裁判始め一切を委任する事を主張」すると考え、さらに「陸軍は台湾の小形に規定せんとするも、斯くては到底治績を挙ぐる事困難なるのみならず、人口希薄の同島には全く不必要なる事明かなり、要するに台湾占領の始に於ける如く陸軍専横を極めんとするに似たり、国家の為め甚だ不利」だと非難した[55]。彼は現行の武官総督専制をみて、寺内を始めとした陸軍が主張していた、「樺太ヲ管轄スル長官」の委任立法による樺太経営を「台湾の小形」と捉えて、「人口希薄」の樺太に適さないと批判を加えたのである。

（二）二人の意見を一致させた要因

ここで、原が提案した樺太の法令法の形式は、前年 3 月に自らの六三法の新法案で主張していた勅令による委任立法権ではなく、内地法延長だったことに注目すべきである。それは前述の「人口希薄」という彼の樺太現地認識と、それと密接に関わる統治方針によったと思われる。

現地認識については、彼は 1907 年 2 月に第二十三回帝国議会の衆議院予算委員会で、「人口ハ僅ニ一万二千バカリ」で、その中で「露西亜人ガ三百居ル、土人ガ五六百居ルト云フ位」であるため、「漸次ニ人モ増サヾルヲ得ナイ、従ッテ彼所ノ開発ヲ努メナケレバナラヌ」と答弁した[56]。前年末の時点で、アイヌといった原住民（1,291 人）とロシア人などの外国人（264 人）を除いて、日本人（10,806 人）が樺太の総人口数（12,362 人）において 9 割近くも占めた、という現地調査の結果が出た[57]。現地の人口数とその内訳は原の答弁とあまり大差がなく、彼にとって「人口希薄」である樺太への移住と開

[55] 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 6 月 29 日条、183-184 頁。

[56] 敬答弁、「第一類第三号　予算委員第二分科会議録　第七回」1907 年 2 月 16 日（衆議院事務局編『衆議院委員会議録　第 23 回第 1-3 類』東京：衆議院事務局、1911 年）49 頁。

[57] 太庁農林部、『樺太殖民の沿革』（樺太豊原：樺太庁農林部、1929 年）56-58 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

拓が緊急な課題だったのである。

統治方針については、彼は同議会で、「今日軍政ノ下ニ極メテ草創ノ時代」において内務省が「直チニ種々ノ方針ヲ立チマセヌ」故に、今後、各方面の調査研究と「相当ノ設備」を行うと語った[58]。つまり、彼は現状維持の姿勢で、実地調査や産業基盤の整備、という軍政期に陸軍の着手している作業[59]を引き継ぐと表明したのである。したがって、彼は、異民族が圧倒的に多い台湾と異なり、樺太では人口稀薄を前提とした拓殖と、そのための産業基盤の整備による内地化に向けて、内地法延長の実施を主張した。

一方、寺内が原と交渉した後に内地法延長主義を原則として受け入れるようになったのは、樺太の「居住民ノ大部分ハ内国ヨリ移住シタルモノ」で「土人ハ其数極テ少ナク」、なおかつ「台湾ニ於ケル土匪等ノ干係ナ」い[60]、という原敬とほぼ同じ現地認識を持ったからである。その上、寺内は、地域開発の必要性や特別な事情の場合は、「曩ニ台湾ニ□（判読不能：楊注）シ法律第六十三号ヲ制定シタル例ヲ徴ムルニ樺太ニ於テ法律事項ヲ勅令ヲ以テ規定スルニハ法律ノ委任ヲ受ケシメト妥当ナルヘシ」と 1906 年 6 月 25 日の自らの修正案で説いた[61]ように、前述の同年 3 月に原が提出していた六三法新法案にみられる、勅令による委任立法を副次的に主張したのである。

この結果、寺内が修正案を出して以降、成案の法二五号の公布まで二人の間には対立の形跡がみられなくなった。この法は、「法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」という唯一の条文を有したこと[62]から分かるように、内地延長主義を原則に作られた。しかも、この法の但し書きで、現地の特殊な事

58 原敬答弁、前掲「第一類第三号　予算委員第二分科会議録　第七回」49 頁。
59 素霞、前掲「日露戦後における植民地経営と樺太統治機構の成立―日本政府内部の議論からみる―」29-31 頁。
60 前掲「樺太統治ニ関スル法律案外五件」。
61 前掲「樺太統治ニ関スル法律案外五件」。
62 樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」1907 年 3 月 27 日（アジア歴史資料センター、Ref.A01200010600）。

臺灣大學學術期刊資料庫

情により、「土人」、「行政官庁又ハ公署ノ職権」、「法律上ノ期限」と「裁判所」・「弁護人」・「訴訟代理人」という四項目に限って勅令に委任することが可能だとされた[63]。すなわち、この法は原と寺内が交渉・調整した上で寺内が原に譲歩した結果だったのである。

ちなみに、1921年の法三号制定に関する中央の参考資料には、法二五号の法令が添付してあった。また前述の法三号第一条の内容は法二五号の条文のそれとほぼ同じであるのみならず、その第一条の第二項も、「官庁又ハ公署ノ職権、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ関シ台湾特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ」勅令を以て定めることができるとされた[64]ように、法二五号の但し書きと極めて類似していた。それらのことから、法二五号は原の内地延長主義の最初の成功例だけでなく、台湾の内地延長主義体現の先駆だったことがよく分かる。

五、樺太の武官専任制をめぐる攻防・妥協

1906年6月5日に寺内が西園寺に出した前述の樺太統治機構に関する諸草案には、樺太庁官制に関する草案も含まれたが、同月8日の閣議で原から批判を受けた後に寺内によって修正され、25日に再び西園寺に提出された。その修正案は最初の草案とほとんど同じで、長官の任用資格は専任の武官に限るとされ、陸軍中将に陸軍少将という選択肢が新たに加わったにすぎない。寺内が武官専任を強調したのは、「樺太ハ内国ト遠隔シ且外国（ロシア：楊注）ト境ヲ接スル新領土ナル」ため、長官の「威厳ヲ高メ統治上ノ便ヲ謀ルト共ニ其ノ地ハ警備ヲ確実ナラシムルヲ至当トス」と認識したからである。また、長官は内務大臣の指揮監督を受けつつ、一般地方行政の他に、郵便や電信など各府県における各省大臣の特殊行政に対する管轄業務も取り扱うと共に、軍事権を握るとした。それは「樺太ノ行政ハ各省直接ノ管理ヨリ分離シ特別ノ制度」で、「長官ノ権限ハ地方長

63 前掲「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」。
64 前掲「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」。

臺灣大學學術期刊資料庫

官ト同一ニ之ヲ論スルコトヲ得ス」という考えに基づいたと説いた[65]。要するに、彼は対ロシア警備の必要性もあって、各府県同様の制度を用いるべきではないとして、長官が総合行政権と軍事権を備え合わせる専任の武官であることを提言したのである。

それに対して、原は8日の閣議で「樺太長官は同地守備隊長之を兼ぬるも妨げなかるべし」[66]と述べたように、現地に駐在している樺太守備隊の司令官が長官を兼任してもよいと主張したのであるが、ここには二つの意味が含まれる。一つは彼が守備隊の存在意義を認めたことである。現状維持の立場に立つ彼は、同年4月に二個連隊から一個連隊へ編成縮小されたものの、対ロシア防衛と島内の治安維持を責務とされた守備隊[67]の存在意義を、否定するわけにはいかなかったと思われる。もう一つは、文官の長官就任の可能性を否認せず、そのため長官が軍事権を持つべきではないと考えたことである。同年7月2日に「普通民政を主張」する原は、「寺内は台湾類似になさんとし」た[68]と示したように、寺内の唱える武官専任制が現行の総督武官専任制と類似すると批判したのである。もともと、原は既に前述の「台湾問題二案」で、各府県と同じく軍事や総合行政に関する事務が中央官庁によって管理されることを勧め、文官の総督任用の可能性を残していた。そのため、いうまでもなく軍事権と総合行政権を持つ樺太長官武官専任制という寺内の構想を容認し難かったのである。

二人の意見対立はなかなか収束がつかなかった。寺内が樺太統治に関して「何とか方便なきやと云ふに付嘗ても」打診したことに対して、原は自らの意見を「陸軍にて引受けては如何と彼れ（寺内―楊注）に押付けた」が断られた。それは「寺内は山県の意見に一も

---

65 前掲「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律案ノ件（外九件）」、前掲「樺太統治ニ関スル法律案外五件」。
66 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906年6月8日条、182頁。
67 太庁編、『樺太庁施政三十年史（下）』（東京：原書房、1981年復刻版。原本は1936年刊）1571頁。
68 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906年7月2日条、184頁。25頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

二もなく服従するものなるが故に、山県の意を承け樺太長官を陸軍武官にて之を占め台湾の小形をやらん」と考えたからであるが、その後に「中間の案を法制局長官をして起草せしめては如何と云ふに付余之を諾せり」という[69]。それまで寺内と原は交渉の可能性を探ってみたが、その試みは山県の強硬な武官専任論の前に挫折した。最終的に二人は折衷策として法制局に相互の意見を考慮した上での草案作りを依頼することに合意したのである。

同年 12 月 11 日、閣議で西園寺は樺太庁官制に関して、原が一貫して堅持していた、守備隊司令官による長官の兼任という主張を採決し、残りの詳細について法制局と調整・修正を行った。それにより当官制の路線が大体決まった[70]。成案の樺太庁官制からみると、「長官ハ勅任トス　長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍将官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」（第二条）とされ[71]、守備隊司令官による長官兼任、つまり文官の就任も可能になったという原の武官専任無用論が認められたのである。そのため、長官は内務大臣の指揮監督を受け（第九条）、また軍事権がなく、緊急の事態や警護の必要のある場合は守備隊司令官に出兵を請求できる（第十一条）と規定された[72]。これは原の「民政」構想の体現だったのである。

これ以外について、法制局は原と寺内の意見を取捨選択し、成案で、長官は一般行政を管轄する一方、特殊行政に関して、逓信（郵便・電信・電話）の場合は逓信大臣、銀行・関税の場合は大蔵大臣によって監督される（第九条）とした[73]。それについて、翌年 2 月 26 日に法制局が西園寺に提出した樺太庁官制に関する起案文書に付してあった参照資料の中で、「台湾ニ於ケル郵便及電信ニ関スル事務監督方」（1896 年 3 月、勅令第八六号）と「台湾ニ於ケル貨幣、

[69] 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 8 月 6 日条、191 頁。
[70] 圭一郎編、前掲『原敬日記　第二巻　政界進出』1906 年 12 月 10 と 11 日条、213 頁。
[71]「御署名原本・明治四十年・勅令第三十三号・樺太庁官制」1907 年 3 月 14 日（アジア歴史資料センター、Ref.A03020704800）。
[72] 前掲「御署名原本・明治四十年・勅令第三十三号・樺太庁官制」。
[73] 前掲「御署名原本・明治四十年・勅令第三十三号・樺太庁官制」。

臺灣大學學術期刊資料庫

銀行、税関及粗製樟脳樟脳油専売ニ関スル事務主管」（1897 年 1 月、勅令第九号）が含まれた[74]ことから、長官の総合行政権は寺内の構想に基づき、現行の総督の権限を参考にしてできたものだったと思われる。

このような樺太庁官制は、原と寺内の意見を現地の情勢にあわせて調整したもので、特に武官専任制が採用されなかった点は原の内地延長主義の表れであった。これは、「総督陸軍武官ナルトキハ台湾軍司令官ヲ兼ネシムルコトヲ得」（第四条）や、「総督ハ安寧秩序ノ保持ノ為必要ト認ムルトキハ其ノ管轄区域内ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得」（第三条の二）と規定された[75]ように、後の 1919 年に改正された台湾総督府官制の手本になったといえよう。

六、おわりに

以上のように、植民地統治機構における原の内地延長主義の実現は、決して陸軍ひいては長州閥との対抗関係のみで生まれた一枚岩ではなかった。むしろ、中央政界の政治力学や彼の植民地現地認識といった複合的な要素で形成されたものである。

台湾の場合は、彼は、日清戦後には、内地法の延長施行と、それと関連する文官の総督任用の可能性を主旨とした内地延長主義を主張し始めた。その後、六三法の何度かの改正時にその具体化を図ろうとしていた。しかし、武官総督と長州閥が台湾統治を長く主導し、また政党勢力が議会でそれを間接的に支える、という政治構造を覆す力を十分に持っていなかった。その上、日露戦後には自らの勅令による委任立法案を正当化しようとする際に、総督の律令制定権と総督武官専任制の成立を促していた要因である、現地の漢族による武装蜂起を論法として用いたこともあって、内務大臣に就任した彼

[74] 「樺太庁官制○樺太庁医院官制○樺太庁郵便電信局官制○樺太庁職員官等給与令○樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ関スル件○樺太庁職員特別任用令ヲ定ム」1907 年 2 月 26 日（アジア歴史資料センター、Ref. A01200010800）。

[75] 山崎丹照、前掲『外地統治機構の研究』190 頁。

臺灣大學學術期刊資料

でさえも、内地延長主義の実現化には、有利な時機や十分な理由をまだ把握できないままであった。

他方、樺太の場合は、陸軍大臣寺内正毅との間には人口希薄や内乱のなさという現地認識が一致しており、これは政策決定過程において二人の妥協の可能性を高める土台となっていた。特に政友会と長州閥の協調姿勢が重要視される桂園時代はなおさらのことである。結局、法二五号は内地延長主義を原則にし、原住民などの特殊事項に限って勅令に委任すると規定された。これは寺内が原に譲歩した表われであった。しかも、樺太庁官制も二人の交渉・調整した成果であった。樺太守備隊司令官による樺太庁長官の兼任という規定は、文官の就任が可能であるという原の構想が採用され、長官の総合行政権は寺内の構想に基づいたものであった。

このように、日露戦後には、原の内地延長主義に対する実現化の試みは、両地域で対照的な結果を見せた。この差異は、主に現地の異民族の人数と反抗運動の有無によってであった。すなわち、樺太は、台湾のような、マジョリティとしての異民族が武装抵抗する植民地ではなく、人口希薄のため拓殖に適する開拓地と認識された。そのため、台湾と異なり、樺太は内地法延長が現実のものになった。また、同じく内務省の管轄下にありながらも、親任官としての台湾総督が軍事権を掌握したのに対して、勅任官としての樺太庁長官は軍事権を欠いた。官等においても権限においても樺太庁長官は総督に劣ったのである。

だが、樺太は「日本旧領土中最も外地性の稀薄な地域」と評される[76]ものの、内地法延長の場合は施行勅令という手続きを経なければならず、また内地には各省大臣に分属する一般行政の権限が樺太庁長官に委任され、特殊行政に限って関連主務大臣の指揮権が認められなかった。結果的にいうと、このような植民地の樺太は、原の内地延長主義の実現化に最適な実験場でもあったといえよう。なお、

[76] 外務省条約局編、『日本統治下の樺太（外地法制誌　第13巻）』（東京：文生書院、1990年復刻版。原本は1969年刊）序。

臺灣大學學術期刊資料庫

台湾で内地延長主義が 1922 年の法三号の制定によって実現化された。それは、六三問題研究で指摘されるように、日本国内外の民族自決主義、三一運動や大正デモクラシー風潮によったが、その他には当時の原をめぐる政治力学や彼の台湾内部事情に対する認識にも関わったと思われる。紙幅の都合上今後の課題としたい。

【参考文献】

浅野豊美（2008）『帝国日本の植民地法制：法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会

伊藤博文編（1970 復刻版）『秘書類纂 18（台湾資料）』原書房（原本は東京の秘書類纂刊行会による 1935 年刊）

伊藤博文関係文書研究会編（1974）『伊藤博文関係文書　二』塙書房

大江志乃夫（1978.9）「植民地領有と軍部―とくに台湾植民地征服戦争の位置づけをめぐって―」『歴史学研究』460　歴史学研究会

大谷正（1985.5）「台湾における植民地統治機構の成立―総督府官制の検討に限定して―」『歴史科学』99・100　歴史科学協議会

外務省条約局編（1990 復刻版）『台湾の委任立法制度（外地法制誌第 3 巻）』文生書院（原本は 1959 年刊）

外務省条約局編（1990 復刻版）『日本統治下の樺太（外地法制誌　第 13 巻）』文生書院（原本は 1969 年刊）

外務省条約局法規課編（1966）『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録（「外地法制誌」第三部付属）』外務省条約局法規課

樺太庁編（1981 復刻版）『樺太庁施政三十年史（下）』原書房（原本は 1936 年刊）

樺太庁農林部（1929）『樺太殖民の沿革』樺太庁農林部

「樺太庁官制○樺太庁医院官制○樺太庁郵便電信局官制○樺太庁職員官等給与令○樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ関スル件○樺太庁職員特別任用令ヲ定ム」（1907.2.26）アジア歴史資料センター、Ref.

臺灣大學學術期刊資料庫

A01200010800
「樺太統治ニ関スル法律案外五件」（1906.6.25）アジア歴史資料センター、Ref. A04010108200
「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」（1907.3.27）アジア歴史資料センター、Ref.A01200010600
「御署名原本・明治四十年・勅令第三十三号・樺太庁官制」（1907.3.14）アジア歴史資料センター（http://www. jacar.go.jp/）、Ref.A03020704800
許世楷（1972）『日本統治下の台湾』東京大学出版会
楠精一郎（1984）「明治三十年・台湾総督府高等法院長高野孟矩非職事件」手塚豊編『近代日本史の新研究』北樹出版
栗原純（1993.1）「明治憲法体制と植民地―台湾領有と六三法をめぐる諸問題―」『東京女子大学付属比較文化研究所紀要』54　東京女子大学付属比較文化研究所
黄昭堂（1970）『台湾民主国の研究：台湾独立運動史の一断章』東京大学出版会
小林道彦（1982.3）「一八九七年における高野台湾高等法院長非職事件について―明治国家と植民地領有―」『中央大学大学院論究・文学研究科篇』14-1　中央大学大学院生研究機関誌編集委員会
小林道彦（1985.9）「後藤新平と植民地経営―日本植民政策の形成と国内政治―」『史林』68-5　史学研究会
小林道彦（1996）「第一章第五節　日清戦後の台湾経営―積極的大陸政策の原型」同氏著『日本の大陸政策　1895-1914：桂太郎と後藤新平』南窓社
呉密察（1994）「一八九五年「臺灣民主國」的成立經過」同氏著『臺灣近代史研究』稲郷出版社
呉密察（1994）「明治三五年日本中央政界之「臺灣問題」」同氏著『臺灣近代史研究』稲郷出版社
呉密察（2006.6）「明治國家體制與臺灣―六三法之政治的展開」『臺大歷史學報』37　台湾大学歴史学科

臺灣大學學術期刊資料庫

斉藤容子（1994.1）「桂園体制の形成と台湾統治問題」『史学雑誌』103-1　史学会
塩出浩之（2011）「日本領樺太の形成―属領統治と移民社会」原暉之編『日露戦争とサハリン島』北海道大学出版会
塩出浩之（2015）「第五章　南樺太の属領統治と日本人移民の政治行動―参政権獲得運動から本国編入反対運動へ」同氏著『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会
衆議院事務局編（1911）『衆議院委員会議録　第 23 回第 1-3 類』衆議院事務局
大日本帝国議会誌刊行会編（1928）『大日本帝国議会誌　第六巻』大日本帝国議会誌刊行会
「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」（1896.3.28）アジア歴史資料センター、Ref. A01200843100
「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件ヲ定ム」（1906.3.31）アジア歴史資料センター、Ref. A01200243200
「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（1921.5）アジア歴史資料センター、Ref. A01200193300
竹野学（2008）「第五章　樺太」日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社
玉井清（1999）『原敬と立憲政友会』慶応義塾大学出版会
テツオ・ナジタ著、安田志郎訳（1974）『原敬：政治技術の巨匠』読売新聞社
中村哲（1943）『植民地統治法の基本問題』日本評論社
中山大将（2014）『亜寒帯植民地樺太の移民社会形成：周辺的ナショナル・アイデンティティと植民地イデオロギー』京都大学学術出版会
原圭一郎編（1981）『原敬日記　第一巻　官界・言論人』福村出版
原圭一郎編（1981）『原敬日記　第二巻　政界進出』福村出版
春山明哲（1980）「近代日本の植民地政策と原敬」春山明哲・若林正

臺灣大學學術期刊資料庫

丈『日本植民地主義の政治的展開（1895-1934 年）：その統治体制と台湾の民族運動』アジア政経学会

春山明哲（1993）「明治憲法体制と台湾統治」大江志乃夫等編『岩波講座　近代日本と植民地 4（統合と支配の論理）』岩波書店

春山明哲（2008）『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店

坂野潤治（2010）『明治国家の終焉：一九〇〇年体制の崩壊』筑摩書房

平井廣一（1997）「第二章　成立期の台湾財政と阿片・樟脳専売」同氏著『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房

平井廣一（1997）「第五章第一節　樺太庁特別会計」同氏著『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房

伏見岳人（2013）『近代日本の予算政治 1900-1914：桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』東京大学出版会

三木理史（2008.5）「二〇世紀日本における樺太論の展開」『地理学評論』81-4　日本地理学会

三木理史（2012）「第一部第一章　日本における樺太論の展開」同氏著『移住型植民地樺太の形成』塙書房

森久男（1978）「台湾総督府の糖業保護政策の展開」『台湾近現代史研究』創刊号　台湾近現代史研究会

「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律案ノ件（外九件）」（1906.6.5）『公文雑纂・明治三十九年・第二十巻・陸軍省・海軍省』国立公文書館蔵、纂-00989-100

山崎丹照（1943）『外地統治機構の研究』高山書院

山本有造（1992）「第 1 章　日本における植民地統治思想の展開―「六三問題」・「日韓併合」・「文化政治」・「皇民化政策」―」同氏著『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会

「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律案ノ件（外九件）」1906 年 6 月 5 日（『公文雑纂・明治三十九年・第二十巻・陸軍省・海軍省』国立公文書館所蔵、纂-00989-100）

臺灣大學學術期刊資料庫

楊素霞（2016.3）「日露戦後における植民地経営と樺太統治機構の成立―日本政府内部の議論からみる―」『社会システム』32　立命館大学社会システム研究所

臺灣大學學術期刊資料庫